

山形県医師修学資金貸与制度の概要について

1 山形県医師修学資金制度の概要

目的：山形県内の医療機関に勤務する医師を確保すること

概要：大学卒業後、県内の公立病院等に勤務しようとする医学生に対して、大学に在学する期間中、修学資金を貸与する制度。（卒業後、県内の公立病院等に一定の期間勤務するなどの条件を満たせば、修学資金の返還を免除）

2 修学資金の区分

種類	対象	貸与額	免除条件
地域医療従事 医師確保修学 資金（H17～）	県内外出身 医学生	年 200 万円	貸与期間の 1.5 倍以上（最低 7 年間）公立 の病院等勤務（うち 4 年以上（貸与期間の 1.5 倍の期間が 9 年に満たない場合は 3 年 6 月）は医師少数区域等の医療機関等）
特定診療科医師 確保修学資金 （H17～）	県内外出身 医学生	年 200 万円	貸与期間の 1.5 倍以上（最低 7 年間）公的 な医療機関小児科、産婦人科、麻酔科、放射 線科、救急（H19 追加）勤務（うち 4 年以上 （貸与期間の 1.5 倍の期間が 9 年に満た ない場合は 3 年 6 月）は医師少数区域等の医 療機関の特定診療科）

3 修学資金貸与者の状況（令和 4 年 4 月 1 日時点）

地域医療：学生	83名、研修医	12名、勤務医	44名	計	139名
特定診療科：学生	27名、研修医	8名、勤務医	23名	計	58名
合 計：学生	110名、研修医	20名、勤務医	67名	計	197名

※研修医及び勤務医は、免除条件を満たすために、県内の公立病院等に勤務している医師